



- P2 令和6年度農業委員会活動報告
- P3 農業委員名簿および担当地区
- P4 地域計画策定に伴う農振除外や農地転用手続きの変更について
- P5 農地賃借料および農作業標準料金

- P6 農地パトロールを実施します
- P7 ハクビシンやアライグマなどの捕獲者を募集しています
- P8 女性農業委員が活躍中です



令和6年度 農業委員会活動報告(令和6年7月15日改選)

農業委員会では、農地法に基づく権利移動の許可等に加えて、「農地利用の最適化の推進」(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)を重点業務として取り組んでいます。

また、普段は、農地の見回りや農業者からの相談対応、農地の集積に向けた意向把握などの活動を行っています。

時期	会議・研修等
毎月 25 日	農業委員会総会
7 月	農業委員辞令交付式 初総会 坂井市農業委員研修会
8 月～ 11 月	農地パトロール(農地利用状況調査)
8 月	農業者年金加入推進特別研修会(福井市)
10 月	福井地区農業委員会会長・事務局長会議(あわら市) 福井県農業委員会大会(福井市)
11 月	福井地区農業委員研修会(坂井市) 福井県農業委員会女性委員の会研修会(岐阜県中津川市) 県外視察研修(兵庫県豊岡市農業委員会、丹波市農業委員会) 県選出国議員との農政懇談会(東京都) 全国農業会議所創立70周年記念式典・令和6年度全国農業委員会会長代表者集会(東京都)
12 月	農地利用意向調査 農業者年金加入推進部長および業務担当者会議(福井市)



総会の様子



11 月県外視察研修(丹波市)の様子

県外視察研修(11月18日～19日)

豊岡市農業委員会および丹波市農業委員会において県外視察研修を実施しました。

豊岡市では「コウノトリ育む農法」としての無農薬農業への取り組みについて、丹波市では「丹波市立農(みのり)の学校」における有機農業や地域とのつながりを重視した取り組みについて学びました。



農地を転用するときは農地法の許可が必要です！

農地を農地以外に転用(用途変更)するには、自己所有であっても農地法等に基づく許可が必要です。農地転用を計画される際は、事前に農業委員会事務局へご相談の上、申請をお願いします。

※条件によっては、許可できない場合があります。 ※一時的に利用する場合も、転用の許可が必要になります。

許可が必要な場合(例)

- ・住宅を建てる時
- ・駐車場にする時
- ・資材置場にする時
- ・工場や店舗を建てる時
- ・宅地造成する時
- ・農業用施設や農業用ハウスを設置する時(※注)

(※注) 条件により、許可不要場合があります。詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

違反転用には厳しい罰則があります！

無断で農地転用すると、農地法に違反することとなり、3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科される場合があります。



農業委員名簿および担当地区

任期

令和9年7月14日まで

町名	農業委員名	役職	農業委員の担当地区（地係）
三国町	竹内 ゆかり		山岸、下野、西野中、横越、新保
	月 岡 透		黒目、米納津、沖野々
	大 嶋 裕一	運営委員	殿島、桑円、川崎、油屋、石丸、池見、野中、玉江、西今市、藤沢、竹松
	寺 嶋 太寿男		平山、池上、嵩、西谷、浜地、梶、崎
	西 美 佐		加戸、覚善、水居、中央一丁目～二丁目、運動公園三丁目、緑ヶ丘一丁目～五丁目、三国、三国東一丁目～七丁目、錦一丁目～四丁目、山王一丁目～六丁目、南本町一丁目～二丁目、北本町一丁目～二丁目、神明一丁目、神明三丁目
	岡 直 毅	運営委員	安島、安島二丁目～四丁目、米ヶ脇、米ヶ脇一丁目～五丁目、宿、宿一丁目～三丁目、新宿一丁目～二丁目、青葉台、滝谷、滝谷一丁目～三丁目、つつじが丘、陣ヶ岡
丸岡町	田中 慎一郎	運営委員	笹和田、舟寄、長崎、一本田、一本田中、北横地、南横地、四ッ屋
	塚 谷 英 則		赤坂、伏屋、三本木、与河、畑中、田屋、豊原、曾々木、内田、舛田、小黒、篠岡、石上、今町、愛宕、八ヶ郷、川上、山久保、女形谷、山竹田、山口、吉谷、上竹田
	中 垣 内 勇 夫		磯部新保、羽崎、宇随、磯部福庄、熊堂、磯部島、四郎丸、今市、南今市、反保、八丁、上安田、安田新、下安田
	大 川 勝 利		儀間、牛ヶ島、高瀬、豊原高瀬、筑後清水、四ッ柳、高田、油為頭、板倉、野中山王、東二ッ屋、上金屋、桑間、為安、寄永、友末、坪ノ内、下久米田、上久米田、金元
	本 田 雄 揮	運営委員	東陽1丁目～2丁目、乾、上田町1丁目～2丁目、荒町、上田、下田、松川町、一本田福所、朝陽1丁目～2丁目、栄1丁目～2丁目、針ノ木1丁目、御幸1丁目、松川、松川1丁目～2丁目、城北1丁目～6丁目、柳町、霞町3丁目～4丁目、本町4丁目、谷町2丁目
	吉 田 清 憲		西瓜屋、西里丸岡、今福、八ッ口、高柳、吉政、寅国、猪爪、猪爪1丁目～7丁目、猪爪9丁目、大森、山崎三ヶ、末政、新間、霞ヶ丘2丁目、里丸岡、里丸岡1丁目～3丁目
	宮 寄 美 恵 子		宇田、玄女、千田、長畝、坪江、乗兼、堀水、里竹田
春江町	田 中 正 信	会長職務代理者	江留上、江留上緑、江留上大和、江留上旭、江留上中央、江留上昭和、為国、為国西の宮、為国中、為国平成、境、境上町、境元町、大針、沖布目、境為、いちい野、石仏、中筋、定重、寄安、正蓮花、中筋高田、中筋大手、中筋春日、中筋三ッ屋
	宮 田 啓 一		江留上錦、江留上新町、江留下高道、江留下、江留下屋敷、江留下相田、江留下宇和江、随応寺、随応寺中央、藤鷲塚、江留中
	牧 野 典 代		金剛寺、松木、本堂、西太郎丸、東太郎丸
	坪 田 信 次		千歩寺、西長田、中庄、井向、大牧、正善、布施田新、取次、姫王、上小森、下小森、堀越
	三寺總左衛門	会 長	針原、石塚、安沢、田端、高江、辻、木部西方寺、定広
坂井町	木 村 公 明		宮領、田島、田島窪、長畑
	長 谷 川 喜 道	運営委員	若宮、福島、徳分田、東長田、上新庄、新庄1丁目、新庄2丁目
	水 野 陽 一		長屋、河和田、御油田、五本、定旨、下新庄
	高 橋 正 晃		上関、下関、大味、東中野、東、西、蔵垣内
	高 嶋 俊 輔		上兵庫、下兵庫
	清 兼 義 靖	運営委員	折戸、木部新保、島、清永、今井、蛸、東荒井、高柳、木部東
中立委員	岡 村 素 子		担当区域なし

* 中立委員：農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者。農業者以外。

令和7年4月から

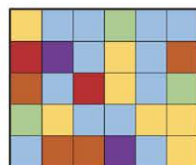


『地域計画』の策定に伴い、農振除外や農地転用の手続きが変わりました！

令和7年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づく『地域計画』区域内の農地は、農振法による「農用地区域※からの除外（農振除外）」や農地法による「農地転用」を行う前に、**地域計画の変更（除外）手続きが必要**となりました。（※農用地区域…農業振興地域の農用地区域）

地域計画とは

将来の地域農業のあり方や、目指すべき将来の農地利用の姿である「目標地図」などについて、地域ごとに耕作者などの農業関係者が話し合いを行って、市が策定した計画です。

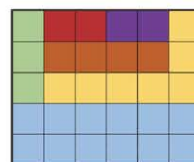


現状

話し合いで



集約化！



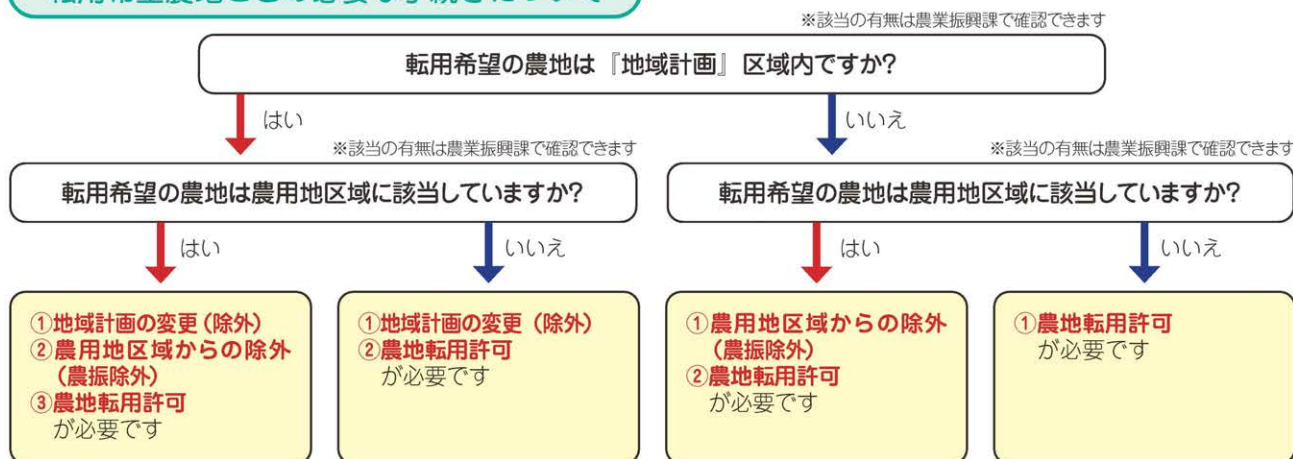
目標地図

『地域計画』区域内の農地を転用したい → まず、『地域計画』の変更（除外）手続きが必要！

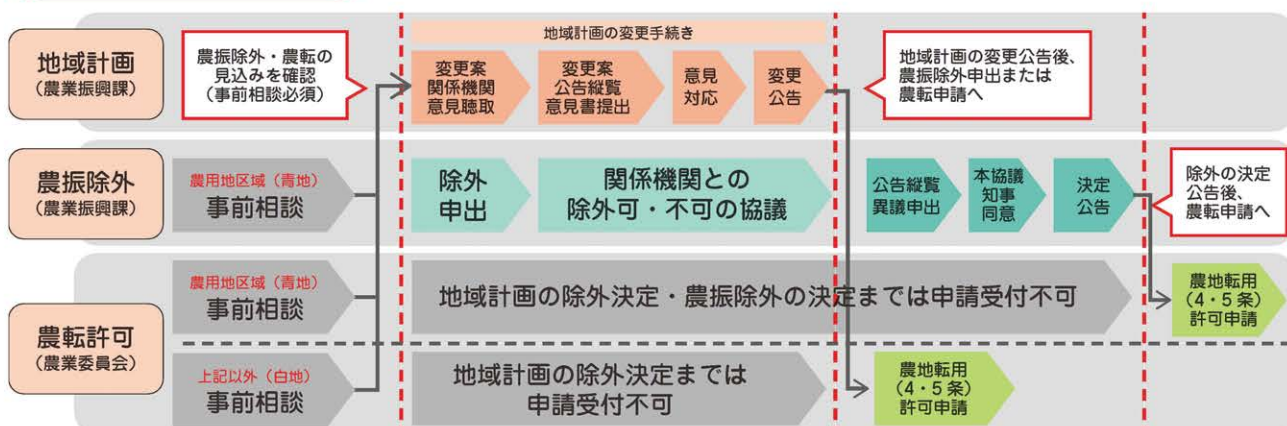
『地域計画』の変更（除外）をするには、まず農業振興課へ事前相談をお願いします。

『地域計画』の変更（除外）手続きには、関係機関の意見聴取、利害関係者等への周知、公告縦覧などの手続きが必要となります。**農振除外や農地転用には、これまでよりさらに手続きに時間を要します**ので、あらかじめご了承ください。

転用希望農地ごとの必要な手続きについて



手続きの流れについて





農地賃借料および農作業標準料金

令和 7 年 農地賃借料

農地の賃借料は、借り主と貸し主で決めることが原則です。下表は令和 6 年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 アールあたり）です。契約の目安にご利用ください。

締結（公告）された地域			平均額	最高額	最低額	データ数
区 分		適用地域				
田	第1地域	第2～第3地域以外の圃場整備済の地域（平坦地）	13,200 円	21,600 円	5,000 円	1,267
	第2地域	旧三国町の三国地区、嵩、西谷、平山、池上、山岸、米納津、梶、浜地、城ヶ原、美保、新保	10,000 円	15,000 円	9,000 円	116
	第3地域	旧丸岡町の主要地方道勝山・丸岡線より北に位置し、かつ一般県道北野・松岡線より東に位置する圃場整備済の中山間地域および竹田地区	6,300 円	10,000 円	5,000 円	48
畑		旧三国町の畑地	7,800 円	10,000 円	3,000 円	217

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg あたり 19,200 円で換算しています。

※金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。

令和 7 年 農作業標準料金

農作業の受委託契約を結ぶときは、標準料金を参考に、農地の状況（区画の形状や面積など）や作業内容など、諸条件を勘案し、当事者間で十分話し合いの上、料金を決めてください。

作 業 区 分	単位	標準料金 (税抜)	備 考
稲 作	土壌改良材散布作業	10a	1,130 円 ブロードキャスターの場合 土壌改良材及びその 運搬費は、含まない
	プラウ耕作業	10a	6,080 円
	レーザー均平作業	10a	13,090 円
	畦塗り作業	100m	4,270 円 片側のみ
	耕起作業	10a	5,430 円 1回がけ
	砕土作業	10a	4,060 円
	代かき作業	10a	6,450 円 2回がけ
	田植作業	10a	8,240 円 苗代及び肥料代は含 まない
	発芽苗運搬費	箱	50 円 (参考料金)
	硬化苗運搬費	箱	120 円 (参考料金)
	防除作業（動力散布）	10a	700 円 1回分、農薬代は含 まない
	防除作業（ランコンヘリ）	10a	1,500 円 (参考料金) 1回分、 農薬代は含まない
	防除作業（ドローン）	10a	1,410 円 1回分、農薬代は含 まない
	収穫作業	10a	17,280 円
	籾運搬作業	100kg	520 円 (参考料金)
	乾燥作業	60kg	1,000 円 粗玄米(くず米含む) 60kgあたり水分24%
	籾摺り作業	60kg	530 円 粗玄米(くず米含む)
	色彩選別作業	60kg	350 円 籾摺りと一連の作業 の場合

作 業 区 分	単位	標準料金 (税抜)	備 考
麦 作	耕起・播種作業	10a	8,880 円
	溝掘り作業	100m	1,600 円
	弾丸暗渠作業	10a	1,000 円
	防除作業 (動力散布)	10a	700 円 1 回分、農薬 代は含まない
	収穫作業	10a	11,090 円
	生麦運搬作業	100kg	520 円 (参考料金)
大 豆	耕起・播種作業	10a	9,340 円
	溝掘り作業	100m	1,600 円
	防除作業 (動力散布)	10a	700 円 1 回分、農薬 代は含まない
	培土作業	10a	4,110 円
	収穫作業	10a	11,540 円
そ ば	生大豆運搬作業	100kg	520 円 (参考料金)
	耕起・播種作業	10a	8,360 円
	溝掘り作業	100m	1,070 円
	収穫作業	10a	9,150 円
	乾燥作業	45kg	1,150 円 (参考料金)
	調製作業	45kg	550 円 (参考料金)
	生そば運搬作業	100kg	520 円 (参考料金)

※圃場整備済みの 30 アール区画田を基準としています。

※標準料金には、農業機械の運搬費は含んでいません。

※軽油価格は、軽油取引税の免税後の価格を採用しています。

農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地法第30条の規定により、遊休農地の実態把握と発生防止・解消等を目的に、毎年、農地パトロールを実施しています。

対象農地：市内全域の農地

調査期間：8月～10月

調査方法：地域の農業委員、農業委員会事務局の職員が、実際に農地に赴き調査

調査内容：● 遊休農地の実態把握

● 農地法の許可（届出）要件の確認

● 農地中間管理事業による利用権設定の確認

● 農地の違反転用の発生防止と早期発見等



調査にあたり、農地に立ち入ることやお話を伺う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査の結果、耕作されていない農地の所有者等の方に対し、今後、農地をどのように利用するのか、文書にて利用意向調査をさせていただく予定です。

利用意向調査

〔農地所有者に対し、今後の農地利用の意向を調査〕

- ① 自ら耕作
- ② 農地中間管理事業を利用
- ③ 自ら買い手または借り手を探して貸し付ける



利用意向調査の回答を基に、必要なあっせんや利用関係の調整、または、農業委員会から農地中間管理機構への通知を行います。



意向表明から6ヶ月後に、意向表明とおり利用されていない場合は、農地中間管理機構と協議するよう勧告を行います。

勧告が行われた場合は、固定資産税課税強化の対象となります。

遊休農地とは

- 過去1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、今後も農地の維持管理（草刈り、耕起など）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地
- 周辺の農地と比べて、著しく低利用となっている農地

農地を所有している方へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまいます。耕作できる状態に戻すのは、大変な手間と労力がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となるだけでなく、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭の発生源になるなど、近隣の農業者や周辺にお住まいの住民に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

ハクビシンやアライグマなどの捕獲者を募集しています!!

有害中型獣類による被害を防止するため、箱わなで捕獲や殺処分、運搬に取り組んでいただける方を募集しています。詳しくは、農業振興課へお問い合わせください。

■対象 下記のすべてに該当

- (1) わな猟免許を所持していること。
- (2) 捕獲等を開始する前に市長から有害鳥獣捕獲許可を受けていること。
- (3) 坂井市有害鳥獣捕獲隊として活動を行う意思があること。
- (4) 坂井市内に居住し、必要に応じ迅速に捕獲活動に従事できること。

■報奨金

- ①捕獲及び運搬 1頭あたり 2,000 円
- ②捕獲、殺処分及び運搬 1頭あたり 5,000 円

【問合せ】農業振興課（有害鳥獣担当）：TEL 0776-50-3150



ハクビシン



アライグマ

熱中症に注意しましょう！

これから気温が高くなってきます。作業に夢中になっていると、のどの渇きを忘れることがあります。渇きを感じなくても、こまめに水分補給を行う、汗をかいたらタオルでふきとる、十分に休憩を取るなど、自己管理をしながら作業をすすめましょう。

* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



農機による死亡事故が多発しています！

農林水産省によると、年間約 250 人の方々が農作業中の事故で亡くなっています。これは、一般交通事故の約 5 倍、建設業の約 2 倍です！いま一度、農機を扱う際には十分に安全確認と予防対策をしましょう！



女性農業委員が活躍中です！！

坂井市農業委員会は、令和6年7月に改選が行われ、農業委員25人の新たな体制でスタートしました。改選前は2人だった女性農業委員は現在5人となり、女性ならではの視点や経験を活かして活動しています！



令和6年11月県外研修の様子

福井県農業委員会女性委員の会 研修会に参加しました！

R6.11.13 岐阜県中津川市（県外研修）

発芽野菜を中心に生産・加工・販売を行う（株）サラダコスモが展開するスプラウト栽培農園、また、農業の6次産業化や地域活性化などに取り組む「ちこり村」を視察し、農業振興、雇用促進、人材育成、地域農業者との関わりなどの説明を受け、質疑応答や意見交換を行いました。

R7.6.3 鯖江市

農業委員会の業務にかかわる農地法や農振法の概要と、誰もが当事者となり得る相続について、農家として特に留意すべきポイントを学びました。

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を！

老後の備えは **国民年金** + **農業者年金** で！



農業者なら
広く加入できます

少子高齢化に強い
「積立方式・確定拠出型」
の年金です

通常加入の場合、
保険料の額は
自由に決められます

終身年金
80歳前に亡くなられても
遺族の方に対しての
死亡一時金があります

税制面で大きな
優遇措置があります

一定の要件を満たす
農業者には、保険料の
国庫補助（政策支援加入）が
あります

詳しくは 農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp>

読んでみませんか！農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。



◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月700円（送料、税込み）

〔お申込み・お問い合わせ〕

農業委員会事務局 TEL：0776-50-3151